● MIYA活 会費徴収・指導者謝金支払いの収支帳簿

将来的には自走を目指すため、各クラブは会費の2,000円／月と指導者謝金：時給1,600円の収支を考慮しながら運営を行っていただきます。

【原則】

1　会費：前払い（4月分を4月初に徴収）　　指導者謝金：後払い（4月分を5月末に支払）

2　指導者謝金は原則として徴収会費を上限として支払い。ただし、16名以下の少数クラブは（396,800円ー徴収会費）を上限に市が補填。

※R8の市補填上限は（172,800ー徴収会費）　　時給1,600円×R8活動上限108ｈ＝172,800円

3　小規模クラブへの市からの補填（最低保証）は、随時（毎月）実施。補填額が上限に達した時点で補填終了。

● 収支帳簿の記載例（通年ベース）

認定地域クラブ名

		No.	項目	金額	備考
会員数		①	徴収会費		A
		②	市補填上限		
指導者		③	指導者謝金		C+H
		④	クラブ補填		

収支総括

月	収入	支出	市補填	収支
	会費	指導者謝金	少数クラブ最低保証	会費積み上げ（貯金）
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
合計				

【参考】指導者謝金内訳

指導者謝金①				指導者謝金②			
稼働時間	謝金月額	会費充当分※市支払	会費不足分※市補填	稼働時間	謝金月額	会費充当分※市支払	会費不足分※市補填
(B)	(C) 1,600 × (B)	(D) ※(A)を上限	(E) ※(C)ー(D)	(G)	(H) 1,600 × (G)	(I) ※(A)を上限	(J) ※(K)ー(I)